

「翻刻」守屋家資料「御用日記」(嘉永六年二・三月)

畑中康博*・柏倉良明**・阿部晃三***・池田史郎・岡村時雄・

小野栄仁・地主泰子・藤田誠治・山口弘靖・湯川 京

1 解題

(1) はじめに

ここに翻刻する日記は、秋田県立博物館所蔵守屋家資料「御用日記」(357.5046)である。資料形状は、竪二四八ミリ×横一七四ミリ、二ツ目綴、七十五丁である。

波宇志別神社は、横手市大森町八沢木にある天平宝字元年(七五七)創建の神社で、守屋家は大夫家とともに秋田藩から波宇志別神社の神主と秋田藩領内の神職の頂点である社家大頭に任じられた家である。

「御用日記」の書き手は波宇志別神社の神主守屋左源司勝貞で、嘉永六年(一八五三)二月五日から三月二十八日の事項が記されている。内容的にいえば『秋田県立博物館研究報告』第四〇号で翻刻した「御用日記」(嘉永六年一月)の続編に当たる。

ただし、この「御用日記」は同時代に書かれたものではなく、左源司が同時代に書いた日記を基に、後に書き直したものである。守屋左源司が同時代につける日記は、横半々の形状のものが普通である。しかし嘉永六年一月の「御用日記」と二・三月の「御用日記」は竪帳であり、通常のものと異なる。また、横半々の日記よりも文字が丁寧に書かれており、文体も「心中子孫之もの察可申事」(二月二十七日条)とあるように後代の読み手を意識した言い回しが見られる。更に「御

用日記」は三月四日条までは守屋左源司の行動が記されているが、三月五日からは守屋造酒進の行動の記録となる。これは日記の書き手が守屋左源司から造酒進に代わったのではなく、守屋左源司が造酒進の日記を入手し「御用日記」として編纂したものである。

翻刻に当たったのは本館歴史部門の畑中及び柏倉(平成二十七年十二月一日より秋田県立図書館)並びに秋田県立博物館友の会古文書整理ボランティアのメンバーである。同ボランティアは、博物館収蔵の守屋家資料未整理分の整理作業を行っているが、資料群の正確な理解のためには、嘉永六年(一八五三)一月四日の守屋家屋敷の火災と守屋左源司の処分、及び守屋造酒進の家督相続について正確に把握する必要があると感じたため、整理作業と並行して日記の解読と翻刻を行った。それゆえ、本稿は秋田県立博物館友の会古文書整理ボランティアの活動の成果といえる。

守屋家屋敷の火災の記事は『秋田県立博物館研究報告』第四〇号に翻刻した「御用日記」に記されているので、そちらを参照してほしいが、要点を述べると次のようになる。嘉永六年一月四日朝、守屋家の屋敷に宿泊した波宇志別神社の参詣者が、梵天を持って外に出ようとしたところ、屋敷の入り口で蠟燭の火が梵天に引火し、それが燃え広がったことで屋敷に火災が発生した。屋敷の周囲には嚴重な雪囲いが施されていたことから、屋内の参詣客は脱出もままならず、百余人が焼死する惨事となった。

火災の責任を問われた守屋左源司は、本稿「御用日記」に記されて

*秋田県立博物館 **秋田県立図書館 ***秋田県立博物館友の会 古文書整理ボランティア

いるように、嘉永六年(一八五三)三月四日、神主の職を解かれ追放処分が下されるが、このことについて触れている先行研究を見てみよう。

まず『大森町郷土史』では「嘉永六年正月三日居宅焼失、保呂羽山参詣止宿人百余名焼死、藩主御判物宝物焼失したる不取締りの罪により、藩法律を以て庶人に下し、国境岩館に追放となる。と、これから完全に大友一人神主となった。このように各々の言い分を主張しているが、結局は守屋氏失火の大失態があり、追放となって、両者の争いが終わりを告げたのである」と記されている。⁽¹⁾次に『大森町の誇り波宇志別の近世国学』を見ると「大森町地方にとつての直接の出来事で注目すべきことは、嘉永六年(一八五三)正月四日の参拝のため宿泊参籠中の六、七百人が守屋家全焼によつて被災、一〇〇人以上も焼死したことである。守屋神主は山本郡の藩境方面に移され、一時停職になったのみならず、明治以後神主を離れた」⁽²⁾とある。

守屋家の火災と守屋左源司の処分について『大森町郷土史』では、それまで連綿と続いてきた大友家・守屋家による二人神主の体制が大友氏一人神主となるきっかけとして捉えている。『大森町の誇り波宇志別の近世国学』では、守屋家が神職を離れたのは明治時代としているが、守屋家が神職を離れる原因が火事であると捉えている点で『大森町郷土史』と等しい。

しかし、守屋家資料の中には左源司が追放された後の年代に波宇志別神社の神主を務めた守屋造酒進の記録が大量にあり、かつ資料整理作業を進める中で、守屋家が神職を離れたのは火災が原因ではなく、秋田藩士への身分上昇によるものであることを示す資料が発見された。⁽³⁾

また、秋田県公文書館所蔵「賞の部」でも、守屋左源司の跡を継いだ守屋造酒進が秋田藩士に取り立てられたことを示す次の記載がある。⁽⁴⁾

二十九〇守屋造酒進神職被拔置、近進並被召立久保田引越被仰付

候事

守屋造酒進

右は此度御一新二付、三国社神主社人大頭大友建吉老々人勤二被仰付、以之格別之御取調を以、神職被拔置近進並被召立、以之久保田引越被仰付候段、御政務所二おゐて月番老中右同人(洪江内膳厚光)右同断(申渡之)。于時同月(明治二年巳三月)廿七日。

(一) 筆者註・以下同じ

ここに二十九とあるのは「賞の部」(慶応四年一月から明治二年十二月)の一から四十八番目中、二十九番目の記載であることを示すものである。史料中に「右同人、右同断、同月」とあるが、これは二十八番目の記述に、洪江内膳厚光が明治二年(一八六九)三月二十七日に申し渡したとあることから(一)に補足した。

また「賞の部」三十番も守屋造酒進に関するものであるので、ここに紹介する。

三十〇右同人(守屋造酒進) 永近進被召立候事

守屋造酒進

右は格別之御取調を以永近進二被召立候事、於御政務所右同断(洪江内膳、申渡之) 于時明治二年巳四月十一日。

つまり、守屋造酒進は三月二十七日に神主から近進並に召し立てられ、翌月十一日に近進並から永近進に取り立てられたのである。⁽⁵⁾

「賞の部」の冒頭には「格合昇進目録」とあり、四十八の事績は、いずれも身分上昇に関する恩賞の記事である。ここから、守屋造酒進が波宇志別神社の神主を離れたのは、火災による不祥事が原因でないことは明らかである。

そうであれば、守屋左源司に対する処罰はどうであったのか、そして、守屋造酒進はいつ守屋家の家督を継いだのかを正確に把握する必

要がある。実は、この二つの問いに対する答えが、本稿で翻刻する「御用日記」に記されている。

「御用日記」を読むにあたって、注目すべき点は以下の三点である。

第一は、火災を出した守屋左源司が誰とどのような書状のやりとりをしたかである。とりわけ、秋田藩の寺社方が左源司に求めた報告を見ると、左源司が責任を負わなければならなかった不祥事とは何かが見えてくる。

第二は、守屋左源司に対する処分の様相である。従来の研究では、左源司の処分は「国境岩館に追放」又は「山本郡の藩境方面に移され」と書かれてきた。しかし「御用日記」には「岩館越の領外追放」とある。左源司処分の記事は、従来の誤った歴史像を修正する内容といえる。

そして第三は、守屋造酒進の家督相続についてである。左源司の処分の直後、造酒進の家督相続が認められた。スムーズな家督相続の背景にどのような人たちが関与していたかを知ることこそ、神主守屋家の特質を解き明かす鍵といえる。

(2) 守屋左源司が交わした書状

〈表1〉は、日記から判明する守屋左源司宛の書状及び左源司が発した書状の一覧である。守屋左源司が書状を交わしている平野数馬とは百四十六石の秋田藩士で左源司の兄である。平野からの書状で目立つのは、二月中二度にわたり、寺社方が守屋家が忌中にありながら参詣者を止宿させた前例の報告を求めてきたことである。実は『秋田県立博物館研究紀要』第四〇号で翻刻した「御用日記」嘉永六年一月二十三日条にも、寺社方が同じ問いかけを平野数馬にしていることから、都合三回にわたり報告を求めたことがわかる。

実は守屋家では、左源司の義母が嘉永五年（一八五二）十二月二十八日に死去しており、守屋家屋敷の火災を記している『宇都宮孟綱日記』一月六日条にも次のようにある。⁽⁶⁾

一昼頃役前梅津定之丞・石井定之進相揃申聞候は、当月四日曉 保呂羽山神主守屋左源治居宅焼失致候処、夥敷怪我人有之候二付、御用初以前二候得共、一通申上候。右二付左源治遠慮申立候趣故、申立之通遠慮申渡候。七百人余止宿致候内、員数不相知候得とも、百人余怪我人有之趣申聞候。其外 御判物を始、古書付・諸道具無残焼失致趣二候。相聞得候処は、左源治養母十二月廿八日二死去致し、自分にて外之家ヲ借レ居候得共、家之穢有ヲ参詣之者止宿致候故、自然神慮之程恐入候次第二有之候。誠二前代未聞之珍事二有之候。

宇都宮は、守屋家屋敷が火事になったのは、左源司義母の死去という穢れがあるにも関わらず参詣者を止宿させたことによる神罰と捉えている。寺社方が三度にわたり忌中に参詣者を止宿させた前例を尋ねたのは、少なくとも寺社方だけの疑念ではなかったのである。

(3) 守屋左源司の処分について

寺社方の問に対し、守屋左源司が忌中において参詣者を止宿させた申し開きをしたとしても、一月末の時点で藩庁上層部では守屋左源司を厳罰にする処分を決めていた。⁽⁷⁾

一主水・学助申聞候、守屋左源治儀御咎形申会候所追放二被仰付、御相当と奉存候得共又無抛訳も有之候間、一等被宥置改易被仰付可然申会形申聞候。

これは家老宇都宮孟綱の一月二十六日の日記であるが、守屋左源司を追放処分することを検討したが、罪を減じ、改易にすることを決めたところ。宇都宮は江戸藩邸にいる藩主佐竹義睦へこのことを上申するが、二月十三日に江戸を発し、二月二十二日に久保田に到着した

網かけの欄は守屋左源司に宛てられた書状類

着信日	点数	内容	No.
2月5日	1通	〈文面あり〉寺社方取次役小川文四郎より、忌中にありながら参籠者を泊めた例はあるか、報告を求められた。 孝吉を養子にする件は進行していると阿曾村源蔵・大越頼母妻などが話している。	1
	2通	〈文面あり〉No.1の返書。 (1) 孝吉の養子入りの準備が進んでいることを承知。 (2) 忌中にありながら参籠者を宿泊させた前例の報告。	2
2月8日	1通	〈文面あり〉先月の御守札の献上は、両家分とも土崎千里介が行った。	3
2月10日	1通	〈文面あり〉火災の悔やみ。	4
2月10日	1通	〈文面あり〉No.4の返書。火事の悔やみへの返礼	5
	1通	〈文面あり〉No.2の加筆。養子孝吉の件、大山・阿曾村・大越へもよろしく。 忌中の参籠者宿泊の件は、覚えている限りの近例のみである。	6
	1通	〈文面あり〉No.3の返書。御守札の献上は、祓串三社分を久保田の大友建吉へ送り、大友が献上する手筈とする。	7
2月16日	2通	〈文面あり〉 (1) 喪中弔いとして重・茶・胡麻焼塩・酒を贈る。 (2) 御祓串は明日久保田へ送る。	8
2月16日	1通	〈文面あり〉No.6の返書。忌中の参籠者宿泊の件を小川文四郎へ報告した。昨日、評定奉行渡辺主水が小川へ、死者を別宅へ移し葬送以前に神式を行い参籠者を止宿させた例はあるかを尋ねたとのこと。この件を答えよ。	9
2月20日夕	1通	〈文面あり〉No.9の返書。 (1) 忌中の神事につき、別紙のように報告する。 (2) この種の報告は三度目となる。平野数馬の名前により前例を報告。	10
2月24日	2通	〈文面あり〉No.10の返書。 (1) 平野数馬書状。No.10の書状は、小川が留守につき、大川六郎右衛門へ提出。大山孝吉の養子入りは、3月11日久保田出発、3月12日八沢木到着の手筈となったので、3月9日まで迎えの者3名を久保田へ派遣してほしい。 (2) 関 岩尾書状。No.10の報告はとても良い。	11
2月25日	1通	〈文面あり〉今月中旬、河辺組組頭を拜命したことのお礼と組下分の焼失弔いを送る。	12
2月25日 昼八つ頃	1通	〈文面あり〉2月23日寺社方より呼び出し。そこで守屋左源司の出府を命令される。病気を押しても出府するように。	13
	1通	〈文面あり〉No.13の返書。出府を了解した。母上様始め皆様へよろしく。	14
2月29日	1通	〈文面あり〉出府命令により、2月27日に八沢木を発ち、今晩到着した。	15
3月4日	1通	〈文面あり〉保呂羽山御神事で数百人の止宿者を焼死させた罪により、社人大頭召放、領内徘徊指塞、山本郡岩館越追放とする。	16
3月10日	1通	〈文面あり〉守屋左源司は追放処分であるが、守屋家は保呂羽山守護形の家筋であるので、故守太夫の家跡を継ぐ相応の人物を立てよ。	17
3月14日	2通	〈文面あり〉No.17の返書。 (1) 平野数馬・関 岩尾の上書。故守太夫の家跡には大山鉄之助実弟造酒進17歳を相続させることにした。造酒進には守太夫が務めた職である三国社神主も命じてほしい。 (2) 大山鉄之助の上書。平野数馬より守屋守太夫の家跡に弟・造酒進を相続させてほしいと内々に願いがあり承知した。この件を承認してほしい。	18
	1通	〈文面あり〉このたびの吟味で、遠慮が命じられた。	19
	1通	〈文面あり〉No.19の返書。遠慮を承知した。	20
3月16日	1通	〈文面あり〉3月16日より5月5日まで亡父・守屋守太夫の忌中としたい。(同日四つ頃、寺社方より平野数馬へ出頭の催促。根本儀助が出頭。大川六郎右衛門・笹嶋左仲より寺社奉行の命令が伝達される。大山鉄之助実弟・造酒進の守屋家相続が認められる。)	21
3月16日	1通	〈文面あり〉本日、守屋家を相続。今日より50日間、守屋守太夫の忌中とする。	22
3月17日	1通	〈文面あり〉私共親類・造酒進、守屋守太夫の家跡を相続。神式・社用不案内につき、仙北郡金沢村八幡神主三浦下総介を後見としたい。	23

〈表1〉「御用日記」に見る通信の状況

白い欄は守屋左源司発の書状類

日記の日付	No.	発信人	発信日	通信手段		宛先
2月5日	1	平野数馬	2月3日 昼九つ時	書状（宿送書）	→	守屋左源司
2月6日	2	守屋左源司	2月6日未明	使者：甚之丞・五郎兵衛	→	平野数馬
2月8日	3	大友建吉	2月5日	書状	→	守屋左源司
2月10日	4	極楽寺	2月10日	書状	→	守屋左源司
2月10日	5	橋本覚兵衛	2月10日	書状	→	極楽寺使者
2月12日	6	守屋左源司	2月12日未明	使者：市兵衛	→	平野数馬
2月15日	7	守屋左源司	2月15日	大友下枝発、建吉行きの使者に託す	→	大友建吉
2月16日	8	大友下枝・建吉	2月16日	書状	→	守屋左源司
2月16日	9	平野数馬	2月15日夕	使者：市兵衛	→	守屋左源司
2月19日	10	守屋左源司	2月19日	使者：覚兵衛	→	平野数馬
2月24日	11	平野数馬・関 岩尾	2月22日	使者：覚兵衛	→	守屋左源司
2月25日	12	松淵村 児玉大隅	2月24日	書状	→	守屋左源司
2月25日	13	平野数馬	2月24日 昼四つ時	飛脚：菊松	→	守屋左源司
2月26日	14	守屋左源司	2月26日	飛脚：菊松	→	平野数馬
2月29日	15	守屋左源司	2月29日	書状	→	大友建吉
3月4日	16	寺社奉行 小貫佐渡	3月4日	御条目	→	守屋左源司
3月10日	17	寺社方	3月10日	親類 平野数馬を呼び出して書付を手交	→	守屋左源司親類
3月14日	18	大山鉄之助・平野数馬・関 岩尾	3月14日	書状	→	寺社方
3月15日	19	大友建吉	3月11日	書状	→	佐々木主税
3月15日	20	佐々木主税	3月17日	書状	→	大友建吉
3月16日	21	守屋造酒進	3月16日	使者：儀助	→	寺社方
3月16日	22	守屋造酒進	3月16日	書状	→	大友建吉
3月19日	23	平野数馬・大山鉄之助	3月17日	書状	→	寺社方

飛脚便には「三国社神主社人頭守屋左源治追放被仰付候事。但、御伺は改易ニ候得は、追放と被仰出、併両様之内評議次第之事」とあり、守屋左源司を追放処分とする藩主の意向が伝えられた。⁽⁸⁾

二月二十四日、寺社方は守屋左源司兄の平野数馬を呼び出し、処分を下すので左源司を出府させるよう命じ、この命令は翌二十五日八ツ時、八沢木村の左源司に伝わった。

守屋左源司は、親戚で薄井村の楠彦一郎から羽織を用立ててもらったが駕籠がない。そこで徒歩で花館村まで出て、外山慶四郎から駕籠を借りて出発し、二月二十八日、実家平野家へ到着し処分が下されるのを待つ。

処分が下される三月四日以前、左源司は自身に下される処分をどのように予想していたのかを日記から拾ってみよう。二月二十七日条には、八沢木を発つに際し、不安がる家の者へ三月過ぎには帰宅する旨を話し安心させるも、内心は追放処分になるかもしれないということを考えていたという記述がある。三月一日、守屋左源司は、御預け・御暇・追放のうちいずれかの処分となる情報を得ている。翌日、指引役の高橋源之進から「遠方公用」となる旨を話されたことから、岩館への追放を予想し、病気であることから駕籠に乗って移動する願いを申し出ている。

守屋左源司への処罰申渡しは「御用日記」三月四日条に記されている。

この日四ツ時過、寺社方より親類同道で寺社方へ来るよう指示を受け、七ツ時過ぎ、平野数馬を同道し寺社方へ出頭する。そこで寺社奉行小貫佐渡から御條目をもって「社人大頭被召放、御領内徘徊被指塞、山本郡岩館越追放」が申渡される。その後左源司は、袴を脱ぎ羽織姿で駕籠に乗り、御小人小頭を召し連れ、鎗と箱を立てた行列で土崎湊へ行き、そこで宿泊している。寺社方へ出頭していた際に身につけていた大小の刀と袴は、兄の平野数馬が行列に同道して湊へ持って来ている。

こうして守屋左源司は追放の処分となるが、処分の軽重について述べてみたい。「久保田藩事務様式三十二 御仕置仕形之事によると、処分は軽い順に、遠慮・逼塞・蟄居・閉門・改易・追放となる。他に御暇もあるが、これは改易・追放に準ずるものであるという。」「同書三十八 追放御境口箇処」では追放先による処分の軽重が記されており、軽が瀧之下（亀田境）、中が生保内（南部境）と岩館（津軽境）、重が大沢（矢島境）と手倉（仙台境）とある。⁽⁹⁾

ここから守屋左源司の処分は、最も重い仕置きである追放のうちの中級であることができる。

(4) 守屋造酒進の家督相続

冒頭にも記したように、この「御用日記」は三月四日の処分を境に、主人公が守屋左源司から守屋造酒進に代わる。

三月十日平野数馬が寺社方へ呼び出され、寺社奉行小貫佐渡の意向が記された次の書付を渡される。

守屋左源司親類え

守屋左源司無調法之儀有之、此度御追放被仰付候得とも 保呂羽山守護形之家筋二付、故守太夫家跡被立下候間、相応之人物可被申立候。

三月

この文言の持つ意味は重要である。というのは、守屋左源司を追放にしたとしても、秋田藩は「保呂羽山守護形の家筋」という理由から社家大頭の守屋家を存続させる意図を持っていたことが明らかだからである。

従来の研究では、守屋家は火事の責任を取らされて神職を剥奪されたかのような書き方をされてきたが、藩にそのような意図はなかった

ということが右の文言から指摘する事ができる。

三月十五日、平野数馬は左源司に代わり守屋家を継ぐ人物として、七十九石の秋田藩士大山鉄之助の弟、造酒進を願ひ出る。翌十六日、平野数馬は寺社方に呼び出され、大山鉄之助の弟、造酒進の守屋家相続が許可された旨を申渡される。

大山鉄之助の弟造酒進による守屋家の家督相続について、藩側の記録である「久保田藩事務様式」を見よう。(10)

一社人守屋左源司無調法之儀有之、御追放ニ相成り、其後故守太夫家跡を以被立下候事ニ被仰渡候上、左源司親類より大山鉄之助実弟造酒進養子願差出候節、於寺社方願之通申渡御届之上、老中より別紙を以為御知言上ニ相成ル。

〔中略〕御追放跡は逐電と違ひ家跡御吟味之上被立下候御規定ニ付、申会之上、定之通御伺右之通ニ相極、御用番(塩谷)伯耆殿御列座・(石塚)孫太夫殿・(宇都宮)帯刀殿。

于時嘉永六年丑三月十六日

秋田藩には、追放の場合、吟味の上、別の人物に家跡を継がせるという規定があり、塩谷・石塚・宇都宮の三家老は、この規定に則って大山造酒進の守屋家相続を認めたのである。

このように見ると、三月四日に守屋左源司が岩館追放となり、十五日に大山造酒進の家督相続が願ひ出され、翌日にはそれが認められるというように、スムーズに左源司から造酒進へ家が継承されているように見える。では左源司の代わりとなる造酒進が、いつから守屋の家を継ぐ人物として用意されたのか、次にこの点を確認することにした。

大山造酒進、改名前の孝吉という名が初めて「御用日記」に出てくるのは『秋田県立博物館研究報告』第四〇号で翻刻した「御用日記」嘉永六年(一八五三)一月二十七日条である。

一久保田より飛脚初五郎・源七兩人、昨廿六日夕出立、夜通ニて早朝当着致候。依て実兄数馬より内状要文件々左之通。

〔中略〕

一兼て縁談相極置候養子孝吉事、此間大山鉄之助親類大越頼母え罷越候所、折角始末致式三月頃ニも内々引越候様之手配と相見得候趣申来候。

〔後略〕

正月廿六日夕八ツ時

守屋左源司様

平野数馬

これは、一月二十六日に平野数馬が認めた書状の写しであるが、ここから大山鉄之助の弟孝吉は「兼て」とあるように、以前から養子に入ることが決まっております。二月か三月には八沢木へ引越す段取りで話が進んでいたことがわかる。そして、孝吉の養子入りに大山鉄之助の親類である大越頼母(百八十石)が関与していることがわかる。

また本稿で翻刻する「御用日記」二月五日条には、養子入りに阿曾村源蔵(九十八石)と大越頼母の妻が関わっているとある。

大山孝吉の養子入れと引越しの日程については、二月二十四日条に次のようにある。

一大山鉄之助方へ罷越、孝吉事段相談ニ及候所、品々始末形も有之候由ニ候へとも、大略間ニ合、来月十一日此表出立、十二日其表え着之積ニ内々申会候云々。依て来月九日晚迄迎之もの両三人も可被指遣候云々。

二月廿二日認

守屋左源司様

平野数馬

これも平野数馬からの書状の写しであるが、ここに三月十一日に大

山孝吉が久保田を出発し、十二日に八沢木に到着するとある。

つまり、大山孝吉は守屋左源司の処分が三月に行われなくとも、三月中には家督を相続する予定だったのである。藩は左源司の処分から時を経ずして、平野数馬に別の人物を家督に継がせるよう命じたが、平野が滞ることなく造酒進を願い出ることができたのは、従前から孝吉の養子入りの話が進められていたからだといえることができる。

守屋家資料未整理分は、そのほとんどが守屋造酒進に関するものであり「御用日記」を翻刻したことで、造酒進がどのような過程を経て守屋家の当主になったのかを確認することができた。

しかし、筆者及びボランティアメンバー一同は、武家の子弟が神主に迎えられたとしても、神社の祭祀を執り行うことができるのかと疑問を抱いてきた。

だが、この疑問に対する答えも「御用日記」に書かれている。三月十九日条に、造酒進の後見に仙北郡金沢八幡神社三浦下総介が就くところがある。

十七歳の守屋造酒進は、三浦下総介の指導の下、波宇志別神社の神主として新たな人生を歩むのである。

(5) おわりに

『秋田県立博物館研究報告』第四〇号で翻刻した嘉永六年一月の「御用日記」と、ここに翻刻する同年二・三月の「御用日記」を見ることで、嘉永六年一月四日に発生した波宇志別神社守屋家屋敷の火災と、その責を問われ処罰された守屋左源司の動きと守屋造酒進の家督相続を見ることが出来る。一連の内容は、従来の研究を覆す内容を持っている。しかし、二冊の「御用日記」の翻刻を通して新たな疑問も浮かび上がる。一つは、何故守屋家は左源司・造酒進と二代続いて秋田藩士の子弟が当主になっているかである。もう一方の波宇志別神社の神主である大友家は、代々大友の血筋の者が家を継いでおり、守屋家と好対

照をなす。⁽¹⁾ そしてもう一つは、追放された後の守屋左源司の行動である。この点については、守屋家資料に「御用日記」の基になった同時代の左源司の日記が残されているので、今後翻刻作業を行って発表することにした。

* 解題は本館学芸主事 畑中康博が執筆した。

〈註〉

- (1) 『大森町郷土史』(大森町、昭和五十六年) 七四七頁
- (2) 新野直吉・渡部綱次郎『大森町の誇り 波宇志別の近世国学』(大森町、一九九六年) 二二六頁
- (3) 「守屋造酒進近進並召立の命令」(守屋家資料 D226)
- (4) 「賞の部」(秋田県公文書館 A31775)
- (5) 磯田道史によると、近世の武士社会は、家の永続性のある武士身分の近進、武士と奉公人の中間層である徒(歩行)、奉公人の足軽の三階層から成り立っていたとしている。(『近世大名家臣団の社会構造』東京大学出版会、二〇〇三年)
- 秋田藩の武士社会は、戦時にあつて騎馬武者となる藩士を一騎(一五〇石以上)、これに次ぐ知行七〇石以上の藩士を駄輩、その下の三〇石以上の藩士を不肖といった。そして三〇石未満の藩士が近進で、徒になると知行ではなく扶持米のみの支給になった。従って、守屋造酒進の近進召し立ては、秋田藩の最下級の武士に召し立てられたことを意味する。
- (6) 『宇都宮孟綱日記』(秋田県公文書館) 嘉永六年一月六日条
- (7) 『宇都宮孟綱日記』(秋田県公文書館) 嘉永六年一月二十六日条
- (8) 『宇都宮孟綱日記』(秋田県公文書館) 嘉永六年二月二十二日条
- (9) (10) 「久保田藩事務様式」(秋田県公文書館 A2569)
- (11) 渡部綱次郎『近世秋田の學問と文化―和學編―』(平成十一年九月二十五日) 九頁

2 翻刻にあたって

翻刻にあたっては、常用漢字を用い、古体・異体・略体の文字、及び変体仮名は現行の字体に改めた。ただし常用漢字に無いものや、慣用的に用いられている俗字は、原史料の表記に従った箇所もある。また、接続詞の「并」は、そのままにした。

全文にわたり、原本にはない句読点・並列点を補った。

文中の欠字はそのままとしたが、平出は欠字で表記した。

3 全文翻刻

「

嘉永六年

御用日記

丑二月より三月迄終

」

二月 大友建吉在番

同五日

一御城下組頭川尻兵庫、男鹿組頭鎌田肥前同性環兩人罷出候ハ、此度焼失ニ付、配下より弔にて組下取纏候て、御城下分預五拾貫文包土崎千里介・川尻兵庫兩名にて指出候。男鹿組預式拾貫文包、鎌田肥前名前にて指出候。尚岩城村近谷主殿より預三貫文包、右同人共え頼遣候。外ニ土産物少々持参呉候。川辺郡分ハ追々指上候積ニ有之趣、兵庫申聞ニ候。仍て面会之上茶指出し取扱遣候。大友え鳥渡立寄り、大森にて泊り、夫より角館え罷越候由ニ有之候。帰宅之上ハ各組下えも宜と一札申述遣候云々。

一平野数馬より賃銭付にて、同三日昼九ツ時指出候宿送書状夜中相達

候。御用筋并要文共件々左之通申来候。

昨日小川文四郎殿より手紙を以頭中被申含候。御用談致度ニ付罷出呉候様申越候間、夕後同人宅え罷越候所、委曲別紙之通被仰含候。尤演舌にて被仰含候へとも、若間違ひ候てハ不宜候故、為念之拙者手内限心得迄ニ書付にて持参致候。右書付其俣差遣候間、左ニ御心得可被成候。

覚

忌中之節御神事え相懸り、宅元ニおめて名代を以御神式相勤、且参籠之もの止宿為致候先例有之候ハ、可書出事。但、自分ニ先例無之共慥ニ見聞ニ及候儀有之候ハ、大友家之例ニても不苦事。

右之通ニ候間能々御趣意相当致候様御思慮被成、早々御答書可被遣候。

一文四郎殿より内々承候所、先頃御尋被成置候砌之御答書あしくと申筋ニ無之候へとも、忌服と相混候故、此度忌中之砌のみ相分ケ御尋被成置候よし。尤忌服軽重有之儀は勿論之事ニ候故、能々御心得御答可被成候云々。

一文四郎殿弥勒堂御畳申立ニ、表式拾六枚と認有之分入不申趣、其詮ハ御畳之数有之候へハ相分候事にて、常之表替とも違ひ候趣とも申聞候故、相除き認直し、明四日方同人手内え可差出候故、左ニ御心得可被成候云々。

一先頃御答書拙者共取請形を以宅元参詣之ものえ貸置候と加筆致候所、趣意違ひニ相成り不宜候ニ付、其方より別段認直し被遣候書載、其節引替差出候。引替置候先之書載一両日已前大川六郎右衛門殿より書状添相戻居候間、此度相返し遣候、御入手可被成候云々。

一養子孝吉事、此節切角始末致居候よし阿曾村源藏・大越頼母妻杯之咄ニ有之候。依ては兼て被申越候鑑等之儀も手配形頼置候云々。

二月三日昼九ツ時

守屋左源司様

平野数馬

同六日

一平野数馬より前件之通申来候故、末家中会之上、甚之丞・五郎兵衛兩人惣名代として御答書為持、尚此度主税宅え引移り候二付、宅替願等之儀も相兼、未明出立為致候二付、昨夜中取急き御答書認メ指遣候所、不具サ之儀有之、久保田親類共并取次役衆えも入内見二候所、差略之御答にて見解兼候義も有之よしにて相返し候。依て追々認直し差遣候二付、相納り候御答書にて此所え認置候。須く平野え之往覆書面にて入割能々心得可申事。依て御答書并平野数馬え之書状要文共左二。

一此度御答書甚之丞・五郎兵衛兩人態々指遣し、昨夜急段執筆致、殊二病中故大略認上候。是にて御分り不被成義も御座候ハ、思召丈御不審御返し可被下候云々。

一仮宅之儀兼て御内話申上候通、良助家にて差障り之儀有之、且手狭二付、旁不勝手之筋有之二付、去月廿五日より佐々木主税宅え引移り申候。依之宅替願書認指上候間、御評之上可然御執計意可被下候云々。

一養子孝吉事も段向方にて取始末罷在候よし、何二寄案堵罷在候。乍此上何分能々向方親類中えも宜様奉願候。三月中二も引越可相成様最初被仰下候。弥左様之都合二も相成候へハ、大慶之至ニ奉存候。殊二鑓等之儀も御内談被下候よし、是亦都合も宜敷事ニ御座候云々。外内事向品々有之候へとも相略、如斯ニ御座候云々。

二月六日未明

平野数馬様

守屋左源司

但、仮宅主税家え宅替願書認遣候へとも、改て願申立候ニ不相及趣にて相返り候故、此所ニ認置不申候。御答書

のみ認置候云々。

覚

私親類守屋左源司家にて忌中之節御神事え相懸、宅元二おゐて名代を以御神式相勤、且参籠之もの止宿為致候先例有之候ハ、可書出。但、当人家二先例無之共慥二見聞二及候儀有之候ハ、大友家之例にて不苦趣被仰含候二付、左源司え取合候所、左之通申聞ニ御座候。

御答

居宅於 神前ニ御神事相勤候儀は、兼て申上置候通、十一月御神楽之砌ニ相限り 三国社共御神事相勤申候。然は忌中之節右御神事え相懸り名代を以相勤、参籠之者止宿致候儀近例寛無御座候。古例之儀ハ有無居て不被申上候。

但、忌中之儀は日数も無之候故類例多ふく無之様ニ御座候。服中ハ多分御事^{（神力）}え相懸り候類例有之候へ共、忌中のみ之御尋故服中之類例不申上候。

一忌中之砌宅元にて御神事不相勤候ことも年中恒例之御神事え忌中差懸り 保呂羽山并弥勒堂御宮殿且高岳山御神事共名代を以相勤候近例形、氣憶罷有候分左之通申上候。

一祖父飛驒守文政五年閏正月中病死仕候二付、亡父守太夫忌中同二月社日御神事え相懸り、名代を以保呂羽山并弥勒堂御神式共相勤候事ニ御座候。

但、参詣止宿有無之儀相知不申候。

一祖母文政六末年七月中病死仕候二付、亡父守太夫忌中同八月十五日御神事并社日御神事え相懸り、名代を以保呂羽山并弥勒堂御神式共相勤候事ニ御座候。

但、参籠止宿有無相知不申候。

一天保十三寅年七月中亡父守太夫病死仕候二付、左源司忌中、同八月五日高岳山御神事、同十五日保呂羽山并弥勒堂御神事、且社日御神事共名代を以相勤候事ニ御座候。

但、宅元参籠之者無御座候。

一弘化元辰年八月中異父姉関岩尾妻病死二付、左源司忌中同月十五日御神事え相懸り別宅仕、名代を以保呂羽山并弥勒堂御神式共相勤候事二御座候。

但、参詣之者數十人止宿致候義覺居候事二御座候。

一嘉永二酉年閏四月中母方之祖父楠左衛門病死仕候二付、左源司忌中同五月五日御神事え相懸り、保呂羽山并弥勒堂御神式共名代を以相勤候事二御座候。

但、此砌在番中二て在宿不仕候故、別宅之類例二準、忌中名代を以相勤候義も申上候。参詣止宿有無相知不申候。尚、先代共忌中名代を以御神事相勤候類例心当も御座候へ共、記録焼亡二付早束吟味可申上様無御座候。

一天保十二丑年九月六日大友外記病死いたし、十一月十日迄六拾四日之日数相懸り候所、五拾日二て忌札引取、同月七日宅元二おゐて御神事相勤候二付、五百枝別宅仕、右御神事相勤候事二御座候。但、六拾四日と申候は、俗に他之五拾ヶ日二相準、先規より右日数を以祭祀執行罷在候。尤忌中御届之儀も文化之頃迄も右六拾四日之日数を以御届申上候様二、慥ニ心得罷在候。随て忌札等も六拾四日相立置候事二御座候。大友直枝死去之頃迄、六十四日忌中札立置候由二候へ共、外記死去之砌、十一月七日御神楽え相懸り候為か、五十日二て忌札引取候事二承り罷在候。以来五十日之日数を以、忌中御届申上候事ニ申会相決し候由二て亡父申伝二付、其後五十日二て忌札引取候事二御座候へ共、祭祀之儀は六拾四日二て執行致候。大友之家格形は不案内二候へ共、六十四日之日数御届書文中二て相分候義有之様二覚候間、御吟味被下候へハ明白可仕奉存候。尚、六十四日之義ハ日本紀并喪祭家札と申伝書ニ委曲有之申候。

一参詣之者御宮内并宅元え止宿参籠致候儀は、正月御祭事之砌、三日夜弥勒堂御宮内并宅元え参籠仕候。同四日夜保呂羽山え山

籠仕候。同八日未明弥勒堂二おゐて御神事二付、七日昼より一沢之氏子共始参詣之者も宅元え罷出午王札之式有之、直々同晩弥勒堂并宅元え参籠罷在申候。十月四日御祭事之砌、保呂羽山并弥勒堂御宮内且多人数年柄は宅元えも参籠仕候。十一月御神楽之砌は前件申上候通、宅元二限り参籠仕候。右之通之旧例二御座候て其他御神事之砌とても社日等二ハ御山上并弥勒堂宅元迄止宿、参籠之もの多少二不限御座候へ共、臨時之事故居て有無之儀不被申上候。一正月御神事之儀は、弥勒堂御宮殿二て三日夜御神事初二付、恒例之御神事とハ乍申、居宅神前向并弥勒堂御宮ヲ始末社ニ至迄、元日より別段献備之品々旧例之御規式有之二付、軽重忌穢ニ不限不淨有之砌は別宅仕、名代を以諸事相勤罷在候事二御座候。

但、前件弥勒堂御神事と申候は、保呂羽山恒例之御神事二て別段之御祭事ニ無御座候得とも、御神式御社式等之儀は、左源司家二限り諸事相整、大友家二て一切取締不申候。居宅之儀は、惣て御社用相勤、御神事之砌ハ社家・神子并神役之面々宅元え相詰行式有之、夫より相揃弥勒堂え罷出御神事相勤候。御社式家格二て罷在候二付、御神事之砌ハ居宅穢候事不相成格式二て罷在申候。

右之趣左源司遠慮罷在候二付、私より申上候。以上

二月

平野数馬

右御答書先ニ指遣候所、不具サニ付被相返候二付認直し、市兵衛十二日ニ飛脚差遣候砌、御答書遣候所、至極相分候よし二候へとも、追々書加ひ申度儀も有之、覚兵衛十九日出府致候二付、跡より御答之書載同様ニ認直し書候。依て跡より指遣候御答書二て記載致置候。尤引替ニ相成候書載も、大川六郎右衛門殿手内二て預置、跡之御尋有之ニ付、右御答書同様御評定所え差出候。取調二て控居候よし二て則引替ニ相成候由、実家平野より申来候。

委曲ハ覺兵衛罷歸候砌、平野数馬より之書状ニて明白致し二十四日之部え記載致置候。引合心得可申事云々。

同八日

一久保田詰合大友建吉より書状、同人在処より相達候。然ハ正月御守札献上形之儀、委曲申来候。尚、社日祈年御伺之事とも左之通申来候。在処え向一輪啓上仕候。春寒甚御座候処、御居喪中且長々之御指入御心中之程をも奉遙察、御氣之毒千万之御事ニ奉存候。其後は御伺呈書も不仕、心外之御無沙汰背本意ニ候。別て此節御手廻様ニも無御障御取延被成置候哉、御床敷奉存候。然ハ去月御守札小生不快ニ付、両家分相兼土崎千里介を以無滞献上相濟候。此段左ニ御承知被下度殊に御吉日、当十三日祈年御窺例年之通被届御聞候間、此段御伝申上候。御伺書是迄之例ニ基き小生忝名ニて指出候草稿ハ帰宅之上可懸御目ニ候。御祭料も被渡置候得とも貴兄より御貸銀役所え上納分有之よし。仍て御配当分御役処ニて右引落し、残ハ平野氏えニても御渡可致趣ニ御座候故、左ニ御承知可被下候。別条無御座候へ共、右御尋旁申上度早々略呈仕候。頓首

二月五日

守屋様

大友 拝

同十日

一矢嶋御領法内むら極楽寺より使者を以飛札到来致候は、正月火難ニ付悔之趣ニ有之候。依て家来より一と通挨拶ニ及置候。尤使両人大小ニて覺兵衛所え落付、同人を以取次申聞ニ有之候。右書面左ニ。
以飛札致啓上候。然ハ貴宅御焼失怪我人等も有之様子、氣之毒之至ニ奉存候。乍去御災難之儀ニ候得は、無抛義ニ奉存候。右為御見舞如斯ニ御座候。恐惶謹言

二月十日

極楽寺

守屋佐源次様

宥心

右之通ニ候故、家来取次口上控ニ半切え左之通り認め、使之ものえ相渡遣候。

取次口上手控

態々遠路之所被入御念御使者并御手簡忝存候。旦那義此節指入中ニ候間、追て此方より御挨拶ニ可相及候故、一先ツ宜被仰上被下度候。以上

二月十日

橋本覺兵衛

極楽寺様御内

御使様

同十二日

一久保田え市兵衛出府為致候。右は此度甚之丞婦ニ御答書久保田親類共より相返し候ニ付認直し、入割市兵衛え申含指遣候へとも、追々書加申度ケ条も有之ニ付、覺兵衛出府之砌別段認遣候て、此度之分と引替候故、右納候御答書ニて前件え認置候故、此処え略置候。右ニ付、平野数馬え内状遣候書中要文左ニ。

然ハ先頃甚之丞出府之砌指上候御答書、不具サニて御見解被成兼候ニ付、悉しくケ条相分ケ認直し差出候様被仰付候ニ付、此度委曲認直し、多分市兵衛ニ吞込せ差上候間、御見解被成兼儀も御座候ハ、当人御聞糺可被下候云々。尚大川六郎右衛門殿えも入内見ニ相分候ハ、可然御執計意被下度奉願候云々。
一同性孝吉事云々被仰下、此上なから大山之方始阿曾村・大越えもよろしく御内談万事無指支よふ奉願候云々。

一関岩尾事も未タ出勤之沙汰も無之よし、如何とも氣之毒千万ニ御座候。何分是にも御心配、早く出勤ニ相成候様奉祈処ニ御座候。

一御答書え委曲認候通、忌中別宅御神事相勤候例幾度も有之様ニ

存候へとも、早束年月共相分兼候故、指当り気憶罷在候近例のみ粗申上候云々。

但し御答書先ニ認置候ゆへ此処え略置申候云々。

一焼品并死骸等夫れ／＼引渡候儀御届可申上哉、御取合申上候所、大川六郎右衛門殿え内々御聞合被成候趣云々、被仰下承知仕候云々。

二月十二日未明

守屋左源司

平野数馬様

一明十三日社日祈年御祈禱二付、別火宿覚兵衛宅ニ致候。尚、不浄留札相立潔斎為企候。尚村方え歩夫五人申遣候。名代之儀は菊地正親え申遣候。且佐々木主税名代なら岡大杉むら伊藤筑前え申遣候。何れも承知之趣ニ有之候云々。

同十三日

一御吉日祈年御祈禱二付、名代菊地正親・主税名代伊藤筑前、大友建吉出府中、名代宮川兵馬登山先例之通相揃、勤行畢て御嶽山・高岳山遥拝致、夫より定式之通、鈴・祝詞畢て左右引分れ退席、御供物取替し頂戴致候。夫より支度、下向致候由ニ候。勤番早人・初五郎登山為致候。大友より下枝罷登り候よしニ候。

但、右退席形之儀は、弘化四未年二月八日祈年御祈禱之砌、南方御柱根着席、名代・直参之差別ニ付相争ひ、夫より御苦柄ニ罷成り候。以来同申年中より御絵図面を以御指揮被仰渡候二付、御請形相難候へとも品々御論柄難思止訳も有之、一と先ツ御請仕候。委曲ハ御指揮書別記ニ有之候。尚此度勤行形等之儀も年中行事ニ委曲有之候故、此処え略記致候云々。

一御山より下向之上、御宮え名代正親始右御山へ出勤之人数直々罷出勤行致候。神子主税母罷出候。笛役早人出勤致候て、御湯立式共無滞相済申様候。委曲年中行事ニ有之候云々。

一御山并御宮共神酒・御供物年中行事之通献備致候。手配形は門前不浄ニ相混候故、殿原作兵衛え申付、其手格為致候。名代等も作兵衛所え直々相詰させ、主税名代同様登山為致候。猶供人等も作兵衛え相頼手配為致候て無指支様相弁申候云々。

一不浄留之表札先例之通可相立之所、屋敷不浄有之、当日通路も如何敷儀二付、神門之所え表札為相立候て、下夕橋より稲荷宮之シモえ道を付、当日神役之面々通路為致候上ハ、定式之通的場え表札相立候。主税名始神子并御社用之面々、覚兵衛宅ニて取扱、別火為致候て、筑前を以御宮御飾切りはき等も年中行事之通為相勤候。殊二大鼓ハ此方出前故、正月より此度も指出申候。惣々無滞相済申候。御用紙・御供物等も委曲年中行事ニ有之候故、此所へ略置申候云々。

一於御山二下枝え勤番共を以問合候は、此度御守札いつ頃御仕送被成候や承候所、明後日方仕送り差出候故、明晩方迄御届被下度趣、下枝申聞ニ有之趣、勤番共下向申聞ニ候。

同十五日

一大友家え此度御祈禱献上御守札毎度之通認差遣可申候所、奉書有合無之、且予不浄ニて罷在旁指支二付、御祓申御三社分計久保田へ仕送、同役建吉え頼為認献上相弁候外無之ニ付、御申計り大友え指遣候。仍て建吉え遣候書状も差添遣候所、慥ニ預明後日方仕送可申よし。下枝挨拶之趣使之もの罷帰申聞ニ候。右書面左之通申遣候。

当五日付之御念書、八日御在処より御届被下辱拜見仕候。然は去月中御守札御名代を以無滞献上相済候段并祈年之儀、先例之通被仰付候趣共御伝被下忝承知仕候。仍て十三日名代正親ヲ以相勤申候。右御守札之儀、不相替此表ニて認可申様無之候二付、毎度願申上候も恐入候へとも、何卒奉書御調貴兄御分御同様御認、献上之儀宜様奉頼候。依て御申計り御差上候間、入手可被下候。此度は、午王添不申様ニ覚候故、御守札之儀可然様奉願候。奉書代等御迷惑察入候へ共、追々急度御勘定可申上候。尚

右御祭料も御役処にて小生より上納分有之二付、御預之よし御伝承知仕候。小生事も去月中より病氣之所、弥々不宜候二付昨日より軫業仕、中田沼立え掛り、薬用罷在候へ共、如何共相勝れ不申、第一兩便閉留仕服中之苦ミ難堪罷在候。先頃より御念書之趣逸々御報申上兼失礼罷在候。右旁願申上度代筆を以奉略候。恐々頓首

二月十五日

左源司

建吉様

御串添

別書呈候。祈年御吉日御窺先例ニ御基き、御壺名にて被仰立候由。依て御草稿之儀は、追々御帰官之上御遣可被成趣承知致候へとも御帰官前御幸便も御座候ハ、右御草稿御仕送可被下奉希候云々。

則日

もり屋

おほ友様

同十六日

一大友建吉より喪中為弔赤飯壺重野才品々取合、重之内四段、茶壺包・故麻焼塩包・酒式升取揃、右え大砲横折相添、下人を以贈呉候故、品々忝追て此方より御礼可申述、使之ものへ取次を以一通挨拶二及遣候。右横折文言左二。

代舌

御喪中無御障御取延可被成置、先ツは此上之御事ニ奉存候。日二増御愁傷も今更之様ニ可被思召、且長々之御指入旁御笑止千万之御事ニ奉存候。何か御慰ニ相成候様之品ニても差上申度候。品何ニて珍敷品無之、甚鹿抹之品ニ御座候へとも、鹿重之内鹿酒壺樽相添進呈仕候。御受納可被下候。御手廻様えも宜御鶴声被下度、賤族挙て申上候。以上

二月十六日

大友建吉

守屋左源司様

吉居判

口演

春寒甚候へとも御凌御節忌御取延可被成置、責て之御儀ニ奉存候。然建吉より申参候二付、甚鹿末之品ニ御座候へとも、重之内壺樽相添差上候。御受納可被下候。猶昨日ハ御祓串并建吉方之御書面共慥ニ落手仕候。曲時取込有之彼是間ニ合兼、依て明日方仕送可申候間此段左様ニ御承知可被下候云々。

二月十六日

大友下枝

守屋左源司様

一久保田より市兵衛罷帰暮頃当着致候。十五日夕出立、舟沢にて泊り罷帰候由にて着致候。然ハ平野数馬より書状并小川文四郎殿より数馬才足にて被仰渡候御尋ヶ条別紙共持参罷帰候。品々口上向も有之候得とも相略、要文のみ件々左之通。

然ハ市兵衛へ被遣候御答書、則大川六郎右衛門殿え持参指出候所、多分相分り可申由故、是にてハ至極案堵仕候。殊二昨十四日小川文四郎殿より才足ニ付罷越候所、御評定奉行渡辺主水殿より文四郎殿被蒙仰候よしにて、別紙御書付之通り被仰渡候故、則市兵衛今夕出立為致遣候間、能々御思慮御答書早々可差出候云々。

覚

御神事え差懸惣て不幸之節、死者別宅え引移し、葬送以前宅元におゐて御神式相整、且止宿参籠為致候例有之候ハ、早々可書出事。

一右は拙者心得之ためニ文四郎殿より書付にて申受候故、左ニ御心得可被成候。扱其元病氣不軽よし、以之外ニ有之候。此節柄故取詰薬用いたし、御答書も遅滞候てハ甚タ不宜候故、病中執筆如何敷候へとも、押ても早く御答書被遣候様可被成候云々。多分ハ市兵衛口上にて可申聞候云々。

二月十五日夕

守屋左源司様

平野数馬

同十九日

一久保田え覚兵衛出府為致候。右は御答書平野迄差遣候。尚忌中之砌如何致候や云々之御尋、御答書え大友家六拾四日之日数中ニ御神楽宅元ニおゐて勤行致候一ヶ条相加ひ認直し、先之分と引替申度趣申遣候て、此度同様御答書差遣候。仍て平野え之書状要文并御答書共左之通。

一市兵衛え被仰付被遣候此度御尋之御趣意云々承知仕候。委曲御念書之趣とも畏入申候。依て先例氣憶罷在候件々、別紙御覽被下成度候。是にて多分的例ニ可相成候故、御尋も是限りニ可有之哉と存申候。根元根本儀助より此度之御尋ニ御座候へは、早くも此度之一条えの例ニ申上度候所、ふしきに計御尋有之候。殊ニ宅元にて御神事相勤候様之御尋のみ有之、如何とも御答悪く有之申候。能々御熟覽可被下候云々。

一市兵衛出府之節差上候御答書え少々書加ひ申度候ニ付、此度別ニ認差上候故、御引替被下候様御取扱奉願候。扱私病氣之儀も此間転業仕候所、余程快方ニ趣候故、御案事被下間敷候云々。

二月十九日

守屋左源司

平野数馬様

右は市兵衛出府之砌遣候御答書、此度別ニ遣候て引替候故、先ニ認置候間、此所え認不申候。跡より御尋之御答書のみ此所え認置候。此度にて都合ニケ度御尋ニ有之候。前後熟覽いたし心得可申事云々。

覚

私親類守屋左源司家ニて惣て不幸之節、死者別宅え引移し、葬送以前宅元ニおゐて御神式相整、且止宿参籠為致候先例有之候ハ、早々可書出被仰渡候ニ付、左源司え取合候所左之通り。

御答

御神事え指懸惣て不幸之節、死者別宅え引移し葬送已前、宅元ニおゐて御神式相整且止宿参籠為致候先例之儀覚無御座候。先ニ大略御答箇条ニも申上候通、宅元にて御神事相勤候儀八年中十一月壹ヶ度ニ限候。右御神事え差掛宅元にて病死等有之死者別宅へ引移し候事等承候儀も、無御座候へとも往古之儀は有無居て不被申上候。

但、先前御答ヶ條ニ一通り申上候家格式之儀は、年中家例と申候伝書ニ委曲有之候て、御神事え差掛病者有之、九死一生の躰ニ相成候へハ、存命中門前別宅え引移し、潔斎中病死致候へは、忌服相懸候面々共別宅罷在、御神事相済候後葬祭相営候家格規定にて相守罷在候て、全居宅にて病死致候上ニ死者別宅え引移し候家格ニは無御座候故、右先例等之儀弥合点無御座候事ニ奉存候。且宅元にて死者有之候得は、仮令死骸別宅へ引移し候とも忌服有無ニ不抱家之穢ニ相成候故、前書之通存命中別宅え引移し申候家格ニ御座候。右年中家例記不浄之部ハ、伊勢禁忌録文保記等引録記載仕候て、委曲は氣憶不仕候。

一中祖伊豆守御神事え差懸病死致候ニ付、御神事後葬祭相営候義、旧例慥ニ覚罷在候得とも、委曲氣憶不仕、詳ニ可申上様無御座候。

但、死者別宅え引移し御神事宅元にて相勤候例ニは全無御座へとも、葬送已前御神事相勤候類例にて申上候。右は延宝四辰年中かと覚候へとも居て不被申上候。

一中祖丹後守御神事え差懸正月六日ニ病死仕候ニ付、御神事後葬祭相営候旧例慥ニ覚罷在候へ共、委曲氣憶不仕、詳ニ可申上様無御座候。

但、右同断先ニ御答ヶ條ニ大旨申上候。正月七日参籠有之候類例にて申上候。右は元録マタ十二卯年之頃と覚候へとも、居て

不被申上候。

一 正月七日参籠之儀は、俗ニ七日堂と唱ひ、八日未明於弥勒堂ニ御神事ニ付、七日より氏子共始参詣之者共数百人御宮内并宅元え止宿参籠罷在候旧例ニて、文政之度まで賑々敷盛り候へ共、雪穴一件御苦柄以来訳柄有之参籠之者不足ニ相成り、且三日夜参籠之儀は右雪穴一件已来弥增多分ニ相成候。随て七日夜参籠年増衰微いたし近來至て不足ニ相成候へとも、旧例七日堂ハ多人数参籠有之事ニ委曲承知罷在申候。

一 祖父飛騨守嫡子運治と申候て、亡父守太夫ニハ実兄ニ有之候。右当人事正月四日、門前別宅ニて病死仕候ニ付、御神事後葬祭相営候先例儘ニ覺罷在候得とも、委曲氣憶不仕詳ニ可申上様無御座候。

但、右同断類例ニて申上候。右は寛政之度と覺罷在候得とも、居て不被申上候。且幼年ニて病死致候事ニ覺罷在申候。

右件々御尋外之儀も御座候得とも、家格入割等一と通り申上度奉存候。尤委曲詳ニ申上度奉存候へ共、御届申上候通諸記録始伝來之家書共焼亡仕候得は、何ニを以吟味、具サ可申上様無御座、誠ニ氣憶罷在候事のみニて、粗申上候故引合不申儀も難計奉存候。

右之趣左源司遠慮罷在候ニ付、私より申上候。以上

二月

平野数馬

同廿二日

一角館北浦向組頭鈴木信濃名代ニて、高川出雲罷出候。此度焼失ニ付、組下より一統取纏弔之趣ニて、金子百疋差出候故、一先ツ忝趣一礼申述候。尚黒沢藏人より別て預五貫文包出雲預参候よし、是亦弔之趣受納致置候。

一 高川出雲え神主号御礼金去十一月六日上納、残り分式部当正月中迄手内ニて貸置候故、此度不慮之仕合ニ付、取立早々仕送可申、若廿

八日までも此方え相達不申候へハ、態々才足人其方へ指遣候間、其段共相心得何分早々上納可為致段能々申含候云々。

同廿三日

一 花立村三浦正親罷出候。右は同人組下一統より此度焼失ニ付、為弔預六拾貫文包持参致候故、受納いたし置候。外ニ正親自分より預五貫文并品々土産物等も持参致し候云々。

同廿四日

一 久保田より覺兵衛廿三日出立罷帰候ニ付、平野数馬并関岩尾より之書状要文、件々右之通り。

一 覺兵衛事、十九日其表出立致候由ニて、廿日夕当着致候。御答書并当用筋共委曲承知致候。大略要用のみ此度御返事ニ相及候云々。

一 此度葬送以前御神事相勤候先例、委曲御答書ニて明白相分候様ニ被存候。御書面之通是ニて御尋も相尽候半と存候。係役御評定奉行主水殿え入内見ニ候所、死者別宅え引移し宅元ニて御神事相整候先例と申御尋之御趣意ハ、寺社方取次役小川文四郎取受違かと被存候へとも、此度御答書文中ニ葬送已前御神事相営候と申例形も有之候へは、急度相分り可申趣主水殿咄合ニ有之候云々。病死有之忌中ニて指懸り候御神事相勤候義有無之一と通御尋被仰渡候筋ニて、間違ニ有之よし云々。

一 此度ニて都合三ヶ度御尋有之候へとも、最初御尋と忌中のみ之御

尋と兩度ハ寺社方より之御尋ニも可有之、上より此度初て之趣ニ相聞得候。乍去追々寺社方より御評定所へ可指出筈故、委曲先前より之御尋御答形とも相分り可申趣共、渡辺主水殿咄合ニ有之候云々。

一 此度之御答書小川文四郎殿え持参致候所、他行ニ付、直々大川

六郎右衛門殿宅へ罷越差出候ハ、廿一日ニ有之候。殊ニ先之御答書引替之儀申談候所、此度御答書と同様其向へ指出候心得にて、大川手内え預置、幸未夕寺社方ニ有之よし故引替遣申候。左ニ御心得可被成候云々。

一大山鉄之助方へ罷越、孝吉事段相談ニ及候所、品々始末形も有之候由ニ候へとも、大略間ニ合、来月十一日此表出立、十二日其表え着之積ニ内々申会候云々。依て来月九日晚迄迎之もの兩三人も可被指遣候云々。

二月廿二日認

平野数馬

守屋左源司様

一此度御答之御書載逸々拝見仕候所、至極く可宜奉存候。平野さまニも至極御分り、是にてハ可然との御見解ニ御座候。殊ニ市兵衛え被遣候御答書御転作之一條も有之、御引替分被遣是も至極相分り申候。幸大川氏手内へ差置候よし。此度御引替ニ相成申候云々。

一段々御答書是迄彼是と御不審申上候ニ付、品々被相分被仰下候御趣意至極御尤ニ奉存候。能々思案仕候へハ私共甚々取受違にて見解形あしく、却て彼是御勞煩重サニ相成申候。まつく至極相分り大悦ニ御座候。

一覚兵衛え縷々被仰含被遣候御太刀袋之儀、此表ニても随分虜共ニ出来上り候よしニ御座候。態々江戸表迄不申遣候共可宜候云々。四月御祭前ニハ如何様とも出来可相成趣其向より聞取申上候間、寸尺居て御注文可被成候云々。外件々申参候へ共相略置候。

二月廿二日認

関 岩尾

守屋左源司様

同廿五日

一川辺郡松瀨むら児玉大隅より名代を以当人組頭被仰付候御礼届共相

加、焼失弔として組下分取纏罷出候よしにて預拾貫文、尤未夕取立不申分も有之よし、名代之もの申聞ニ候。依て大隅より書状要文左之通り。

一私事当月中旬川辺郡組頭被仰付候間、御礼なからは非此度御不慮之段、御悔旁可罷上候所、病氣ニ付、此度同性を以名代差上候。組下えも先役土崎千里介より触廻し置候へとも、不寄にて延日ニ相成恐入奉存候云々。恐惶謹言

二月廿四日

松瀨村

児玉大隅

守屋左源司様

一久保田平野数馬より、廿四日昼四ツ時出立、夜通し之飛脚菊松、今昼八ツ頃参着いたし、実兄数馬より之書状ニ、廿三日寺社方より催促ニ候所、数馬事出勤跡ニ付、根本儀を以差出候所、被仰渡候御用有之ニ付、守屋左源司早々出府可致段被仰渡候趣、委曲書中ニ申来候。右書状要文左之通り。

夜通し之飛脚を以早々申達候。然は昨廿三日昼過寺社方より才足ニ候所、拙者出勤跡ニ付、岩尾手配いたし、根本儀助を以指出候所、被仰渡候御用有之候間、左源司早々出府可致被仰渡候間、病氣押ても御出府可被成候。御病氣と申、殊ニ差掛諸事不道具ニも可有之候へとも、出府之上は如何様共始末相成候故、不自油之品借用いたし間ニ合出府可被成候云々。

一右之通被仰渡候所拙者留主中ニ付、関ニて折角待受居候所え七ツ時過罷帰右之趣承候ニ付、願曰クハ此表にて親類え被仰渡候様取運申度、内慮より直々黒沢伊兵衛殿え罷出、右被仰渡之趣御咄申上候所、一切御心得無之由ニ有之候。其内小川文四郎殿参被仰渡之次第申上候模様ニ有之候で、始て御承知被成候よし。然は左源司義此節実ニ病氣にて、兼て申上候通り、早束出府も無覺束御座候間、親類共え被仰渡被下候様相成申間敷候哉。尤当人えは、何れ夜通し飛脚ヲ以申達置候へとも、親類にて蒙候

二相成候御用向ニ御座候ハ、何分右ニ執計意申度、品々御内談申上候所、弥も出府不相成程之病牀ニ有之候ハ、病氣申立候外有之間敷、親類え被仰渡候義ハ合点無之趣伊兵衛殿御挨拶ニ有之候云々。

一夫より秋山宇吉殿え罷越、段々内談申上候へとも、被仰渡候御用筋相分り兼候。殊ニ病氣之趣申聞候所、なんとか押ても出府いたし不相勝義ニ候ハ、出府之上病氣申立候ても可然坏と申事ニて、迎も親類ニて被仰渡相蒙候事ニも不相成候故、何分御出府可被成候。且此節之事故、本病ニても化病と評判被致候も心外ニ候間、此度ハ何れニも相極り候模様ニ承候故、押て駕籠ニても御出府可被成候。

一伊兵衛殿御宅ニて文四郎殿引廻し模様内々承見候へとも、一切相分り不申候へ共、何れニも極り候御才足ニ可有之、大川杯之心得ニ有之趣。且ツハ御判紙付を以左源司え指て町送可差遣候筋ニ候へとも、万事数馬方ニて取扱居候間、数馬え被仰渡候て其向様子聞取、其上当人え申達候ハ、狼狽も致間敷ニ付、親類え被仰渡候よし、心切申聞ニ有之候云々。

一此度御才足御用表方ニ御判紙添、町送を以申達候ハ、御規則之よし故、跡より拙者迄寺社方より遣置候積ニ文四郎と申云置候。御出府之上御判紙御状とも受取上可申候云々。

一出府之上拙宅え上下共着可被致候云々。

右之外品々内分用向申来候へとも相略置候。委曲書面貯置候云々。

二月廿四日昼四時

守屋左源司様

平野数馬

右之通申来候ニ付諸支度も有之ニ付、廿七日方出立可致飛脚之者相返し遣候ニ付、平野え書状遣候。第一供人始衣類等之指支ニて狼狽致事ニ候。

同廿六日

一久保田飛脚相返し遣候ニ付、平野数馬え書状左之通件々申遣候。

此度御才足ニ付、廿四日被指立候飛脚夜通しニて、昨夕当着致候。委曲御細書之趣承知仕候。然は段々其向々御内談御取尽し被成下候へとも、御模様形相知れ不申趣御尤ニ御座候。病氣ニて弥出府不相成程ニ候ハ、無抛病氣申立候外有之間敷、親類ニて被仰渡蒙候事ハ不相成との御模様共被仰下無抛事ニ御座候。私え相当候御用ニて其罪不調法柄ニも寄可申候へとも、是非本人ニ無之候へハ相成間敷儀と奉存候。御念書之通此刻病氣等申立候てハ世間評判も可有之候故、未夕病氣違と本服と申義ニも無之候へとも、押て明日出立可仕候間、左ニ思召被下度候。依て今日飛脚菊松相返し申候云々。

一始末形甚タ指支之品計有之、如何共困入申候。是非御才足ニ可有之存候故、其節出府遅滞致度無之より兼て岩尾え入用之品々其向店方え申入手配致呉候様申遣頼置候へとも、一切其手配も致呉不申、夫れ〳〵猶予罷在只今大指支ニ有之候。乍去如何様共才足致むり〳〵と出府可致候。今更出府思止仕候てハ決て存外之世評ニ預候わんも此上口惜き事ニ存候。仮令如何程嚴重之不調法被仰付候共、不慮之仕合私不運之儀ニ候へは、聊不苦存候故速ニ出府、可蒙其罪奉存候間、御案事被下間敷候云々。

一此度出府之上何ンと相極り候とも、金銭無之候へは、一から十迄指支ニ御座候間、第一金銭之手配いたし候。尤少々兼て用意も仕罷在候へ共、尚も始末致出府仕候心組故、是等之儀も御案事被下間敷奉存候。関え別段書状も遣不申候故、母上さま始皆様えも宜敷御伝意奉願上候。何事も追々出府之上二万々可申上候云々。

二月廿六日

平野数馬様

守屋左源司

右之通書状相認飛脚相返遣候。扱、昨廿五日飛脚参着否

や衣類始駕籠之手配形二付、末家之甚之丞・南右衛門兩人、薄井楠彦一郎・沼立佐々木東市方え委曲申遣候処、東市横手行留主にて不相弁、薄井より衣裳三ツ立付共用立呉候。駕籠ハ余りあしく候て、迎も用立不申趣ニ有之候。依て廿七日花立外山慶四郎方迄歩行にて罷越、同所より駕籠借受間ニ合申候。手許駕籠焼失不致候へとも、担木并日受ケ・桐油共焼失仕候二付、無拠他借間ニ合申候。供人ハ家来覚兵衛病氣二付、下人新吉并筆者ニ頼置候志葉治部殿兩人召連申候。始終右兩人召連候段次第第二記録致置候云々。

一金錢手配形之儀は、兼て其手当いたし置候へとも、此度出府二付、所持之田地書入いたし弁達致候。委曲別帳ニ有り云々。

同廿七日

一此度御催促二付、在処出立、花立外山慶四郎え一宿いたし候。供人新吉、外ニ志葉治部殿同道致候。家来覚兵衛病氣二付、内々治部殿相頼、予病中故同道致候。駕籠手配致候へとも有合無之二付、無是非歩行立にて、漸く花立迄罷越申候。

右にて此度之儀は如何御指揮蒙候ものや。身上如何敷義と存、兼て諸事心懸金子等も手配いたし、尚諸書付并跡々之義とも多分書付にて妻え預置候事故、早東出立之手配致し候。乍去家内之もの案事可申候故、三月節句過則帰宅可相成趣ニ咄し、出立致候へとも、結句ハ御追放も難計内心にて相決し出立致候云々。心中子孫之もの察可申事。

同廿八日

一花立村外山慶八郎より駕籠にて出立いたし、荏和野村にて昼食、夫

和田むらにて夜食支度いたし、実家平野え夜八ツ時頃参着致候。在所出立之砌より明荷沓ツ持参致候二付、歩夫受取、花立駅より駕籠夫并荷歩夫にも賃錢相払、且昼食宿共夫れく自分物入を以出府致候。常之出府之儀は仮令遠慮指入中二ても御才足御用之趣を以向触差出し、駅々人馬を始御賄等も受取手形差出し出府致候へとも、此度は別段之儀ニ候故、自分物入を以出府致候事。

但、久保田にて御呵・遠慮等二ても被仰付帰村致候砌は、自分物入を以罷帰候儀も有之候へとも、指入中たり共御才足御用ニ候へハ御賄受取出府いたし来候事、心得之ため序ながら認置候云々。

右之通り深更実家え着いたし、関岩尾も参段々模様柄承候へとも、一切上之様子相洩不申候へとも、結句御追放ニも可有之哉と内評相決し、何れ其向え遠方公用被仰付候哉、明日其向々聞合可申事ニ、内評相決置候内夜明ニ相成申候。夫より当時差当り入用品々店方え根本儀助相頼遣候て夫れく手配付置候。

同廿九日

一実兄数馬を以出府御届并病氣押て出府致候二付、一兩日中保養休足仕度、乍去今日ニも御用向被仰付候ニ相成候得は押ても出勤可仕趣とも大川六郎右衛門殿え申談候所、一兩日御保養御休息之義被苦間敷候故、頭中え申上御評定所え可為申上趣挨拶ニ有之候。

一大友建吉御役屋詰合にて罷在候故、此度御才足二付出府之趣書状ヲ以為申知候右書面左ニ。

弥御安泰御勤番之由奉賀候。猶小生儀此度御才足二付、一昨日出立、今晚実家え着仕候。病氣押て罷出候所散々不相勝保養罷在候。殊ニ先日は献上御守札之儀毎度奉願、御勞煩奉謝上候。右為御知旁申上度、病中代筆を以勿々奉略候。不惡御承知奉希候。已上

二月廿九日

守屋

大友様

尚々先頃は御在所より為御弔品々御重之内并御酒等御取揃御
恵投被下、忝奉謝候。一と先ツ序御礼申上候。以上

則日 此書状御役屋差遣候処御念書参、追て是より御挨拶可申上との口上ニ有之候。

同晦日

一病氣不相勝ニ付、在所より沼立之佐々木松伯葉持参、服用罷在候へとも、幸平野え医者参候ニ付転葉いたし候。木田某と申医者ニ有之候。針医も関え参候故相招き、針治いたし候旁保養相加ひ罷在候。然は段々出府之儀相聞得候次第、親類共見舞ニ罷出呉候て世評形承候所、区々ニて未夕耽と致候沙汰も相分り不申候云々。

三月 大友建吉在番

同朔日

一親類并懇意之方より酒肴等も贈呉候族も有之、亦直々見舞ニ参呉候仁も有之段々承候所、不相替区々之沙汰何れ御預ケ・御暇・御追放と三ツ之内ニ可有之やと内々評儀相決し居候。依て入用衣類品々其向店方より取寄買入置候。

但、同性孝吉日々罷出居候故、諸事申含、尚亦同性実兄大山鉄之助も時々罷出候ゆへ、万事相頼さし置候。引越之儀は十一日出立、十二日八沢木着之事ニ一応相決候へとも、此度被仰渡形ニ寄り、何ンと相成候も難計ニ付、孰れ相極り候上ニ、引越之儀相決候事ニ相談致候云々。此度出府以来、日々岩尾ハ不申及、姉婿折内永治も日々罷出諸事心配致呉候。尚根本儀助も右同断。且実兄壱人ニてハ、諸事御伺事旁ニ付、岩尾病氣申立中ニ付、村野長三郎殿相頼、諸事相託置候云々。

一関岩尾え兼て取合致候四月御神幸入用御神刀并錦之袋莚共、此度新規袋計も仕立候ニ付、寸尺注文書左之通り。御太刀ハ綾之小路之作

ニて訳柄有之、兼て岩尾え貸置候ニ付、此度早束研・鞘師共間ニ合兼、又物入増ニも相成候ハ、明年ニて、今年ハ如何様とも臨時間ニ合可申候故、袋計仕立候事ニ相談相決候。

一今織錦模様美事ニて見付之宜処ニて、壱才ニ付正錢拾文位之所ニてよし。

一裏切は出口萌黄海黄ニて、奥之方ハ白木綿ニても麻晒ニてもよし。

一長サハ金尺ニて五尺五寸位ニて、内壱尺五寸之折返し、幅ハ縫しろ共見込五寸位ニてよし。

一袋之縫よふハ片くけニてよし。口ハ片口ニてよし。小尻之方ハ折返し不申候故、縫留メ候てもよし。

一房サハ赤ニて八ツ打也十六打也不苦候。長サハ八尺位ニてよし。太サハ壱寸式部廻りニてよし。



右之通り書付ニて委曲相頼置候。予身分は如何相成候共、御神事之儀相止メ候筋も有之有之間敷、内慮ニて如斯手配致候。立傘等も御神幣御守り奉候ニ入用ニ候へとも、早束出来不申由故、臨時新敷寸延傘ニて御間ニ合、追々拵候様可致相談相決候云々。

但し右御太刀并袋此度仕立候ニ付、殿原作兵衛え在宿中申含、拾人殿原中より五百壱貫文寄進為致、且信心有之族より心丈ケ寄進為致候様ニと申含置候故、追々寄進も有之事ニ候へとも、當時は手許ニて仕入いたし拵候事云々。并三峯・神酒錫等も新規拵不申候へハ不相成候へ

共、今年ハ先ツ瀬戸錫ニて間ニ合候て、追々京都え注文可致、三峯ハ古物残り候故、右ニて間ニ合候事。

同二日

一指引役高橋源之進、遠方公用心懸候様被仰付候趣相聞得候故、御追放ニハ相違有之間敷相決候。依て旅行之始末致候。乍去何方之御境御追放と申事ハ相知不申候へ共、下筋と申沙汰内々相聞得候間、決て岩館ニ可有之やと内評決居候。依て実兄、高橋源之進え罷越、品々内談相尽頼参候よし。当人も未タ御境之儀は被仰渡無之候よしニ有之候云々。

一高橋源之進え村野長三郎殿を以内談ニ及候は、左源司儀病中ニ付駕籠ニて罷出候事ニ有之候へハ、駕籠夫等之儀此表より何方なりとも返し、夫ニてハ不少物入ニも相成候故、手附御小人共手内を以駅々賃錢相払罷越度趣内々相頼候所、則御小人共え申含内々承知ニ有之趣ニ候。

但、駕籠夫等之儀上より貸被下候や、大川六郎右衛門殿まで内々取合ニ及候所、自分ニて手配不致候へハ相成申間敷よしニ付、高橋源之進え相頼内談ニ及候。且御会所ニて可被仰渡や、寺社方限ニて可被仰渡や、内々取合候へとも未タ其程も睨と相知れ不申よし。乍去寺社方ニて可被仰渡模様も有之候云々。

但、右様之事も難計ニ付、金銭心懸出府致候ニ付、上着衣裳沓ツ、下タ着式ツ三ツニて三両沓部。拾ふつさけ羽織新規仕立三部式朱、立付沓部式朱、小間く物品々代メ三部代位、都合五両沓部代買調申候。

一御境迄親類耆人附添可申内談致候へとも、指相応之仁も無之ニ付、(根本儀助力)根元より筆者ニ頼置候志葉治部殿相頼、下人新吉と兩人召連候事ニ内評致置候。

同三日

一恒例御神事ニ付、名代菊地正親并佐々木主税名代早人・勤番初五郎共登山致候。大友建吉名代宮川兵馬・勤番下枝登山致候由。御山無滞勤行相済、下向致候よし。御供物并勤式共年中行事ニ委曲有之候。一下向之上御宮并的場之式、右人数出勤、無滞先例之通相勤候よし。御供物并勤式とも是亦年中行事ニ委曲有之候故、此所え略置候云々。右御神事相済候儀は、追々在処より申達候ニ付、此所え記載致置候云々。

一明四日は非御才足之御模様ニ相聞得候ニ付、道中用意并家跡形被仰渡ニ寄り、品々親類共より御窺事数ヶ条逸々書取ニいたし、委曲実兄并岩尾えも相托置候。尚在処え飛脚之手配もいたし、弥明日相極候へハ、明後五日在処え飛脚相立候積ニ手配致、書状も認置候。飛脚之仁は、寺社方小役人作右衛門事由緒有之ものニて出入致居候もの故、当人相頼置候。殊ニ駕籠夫之儀は久保田出立、向駅迄式人、四丁目雇頭長兵衛え申付頼置候。向駅より賃錢払ニて受取候様、御小人共え村野長三郎殿を以頼置候。尤親類共始、懇意之方も夜分迄参呉、品々相談致居候云々。

同四日

一弥今日相極り候よし、実兄其向より内々承参候。尤寺社方限りニて被仰渡、御会所え不罷出相済候趣ニ相聞得候ニ付、弥右ニ諸事指支無之様手配致居候云々。

一大友建吉為見舞宿許迄参呉候へとも、不快之趣申断、実兄対面いたし、相返し面会不致候云々。

一四ツ時過、寺社方より御足輕を以親類同道ニて御才足申来候故、承知之趣実兄挨拶遣候。夫より高橋源之進え実兄并村野長三郎殿罷越、出立之刻限等申会、且ツ品々相頼置候云々。

一七ツ過高橋源之進より内々実兄迄様子有之ニ付、直々駕籠ニて出勤致候。尤実兄并根本儀助・川又此面、臨時親類代ニ相頼、下人ハ関

之菊松并新吉兩人召連れ、親類同道寺社方へ罷出候所、高橋源之進出勤御二階二控居、御小人小頭耆人外二四人中之口二控居候。然は御門外にて駕籠より卸り、中之口より這入下之溜之間え控居候。

但、御條目被仰渡候て御役所より出候節、不浄門切戸口より通路可致哉之儀、内々御役所小役人作右衛門を以取次役衆迄聞合候所、全左様二無之表御門より通路不苦趣二有之候よし、作右衛門申聞二候云々。

一実兄数馬を以出勤致候段、小川文四郎殿へ申届候。并去十二月中拝借受取候御賄御判紙・町送御判紙式枚都合三枚、数馬を以小川文四郎殿へ返上仕候。右御判紙左二。

従久保田保呂羽山御嶽山迄町送轉引三人・歩夫式人、往還可出之。附て上下六人之賄泊々逗留中昼食共可致之。神主守屋左源司御神事御用参候時貸置候。已上

子十二月廿四日

伯耆 判

以町送封状志通、従社人大頭守屋左源司名前之通往還可相届もの也。

帶刀 判

但、此通にて式枚有之文言略し、都合三枚返上仕候云々。

一八代良太・小川文四郎兩人中座にて、佐渡殿被仰渡候由にて、追て被仰渡候旨有之、遠慮被仰付候。依て引取、則親類数馬を以内々指図有之。懷中下ケもの・脇指共実兄え預ケ置、羽織袴にて御用席え罷出候所、良太・文四郎相揃、中座にて佐渡殿御條目を以被仰渡候、左之通り。

三国社神主社人大頭

守屋左源司

其方儀当正月中 保呂羽山御神事之節、参詣之者共奉納之梵天玄関より差出候砌、蠟燭より火移り、居宅并 御判物・御奉納品無残焼却致候。且其節、参詣之もの数百人止宿致候内、百人余及焼死二候儀、畢竟不手配之致方より重き人命二相抱候段、重畳不屈

之至二候。依之社人大頭被召放、御領内徘徊被指塞、山本郡岩館越追放被仰付もの也。

三月

右御條目を以被仰渡、畢て親類え写を以被相渡候二付、直々親類より受取置候故、此所え記録致置候。尚家跡形之儀は明日可被仰渡よし、小川文四郎申聞之趣、親類共申聞二付、追て極り御伝達有之事二申会致候云々。

右之通御條目相蒙り退席。夫より袴抜き、羽織計着用にて御門外より直々駕籠え乗り、親類共始下人も引別れ罷帰、予出立致候。御小人四人駕籠え附添、高橋源之進跡より御小人小頭召連れ、鍮箱歩行にて附添長野より広小路、沓丁目橋より通町え掛り罷通り矢橋より提灯を付湊町止宿致候。

但、大小懷中共親類預置、直々湊町宿元迄実兄数馬大小持参、袴共受取申候て、大小ハ駕籠之屋根へ上置候。下人新吉并治部殿も参り、始終同道致候云々。

一予御條目相蒙り、出立迄左源司名前を以記録致置候。是より跡々記録之儀は、同性孝吉公辺向養子不相濟候へとも、孝吉名前にて諸事記録致置候間相混不申様、子孫之もの見解可申事。

但、左源司出立以来岩館御境にて右前件之御條目、付添役人亦被仰渡候事を始、諸事取運形段、亀田御領内にて閑居罷在候儀共、別記委曲有之候間、此所え相略し記載不致候云々。

同五日

右は孝吉事養子願之砌改名致、造酒進二成る。依てハ是より造酒進日記二成る分

一平野数馬を以寺社方へ出勤、左源司家跡之儀は今日可被仰渡趣、昨日被仰含も有之候故、如何ニ御座候哉、取次役中え伺候所、今日御沙汰不相成候故、何れ此方より御沙汰次第、御才足可申上趣二有之候。

同七日

一左源司此度相極り候一条、五日ニ則作右衛門ヲ以、在所八沢木え申遣候積ニ有之候所、家跡形被仰渡承り候上ニ差立申度、見合居候へとも今日ニも御沙汰無之候。向々親類ヲ以内々承候所、一兩日も御沙汰ニ相成間敷候よし相聞得候故、今日八沢木在所え作右衛門ヲ以、右一条申遣候云々。

但、右作右衛門指立遣候所、八沢木より家来覚兵衛并南右衛門兩人案事候よしニて飛脚ニ参候よし。途中ニて行逢、作右衛門同様八沢木へ罷帰候。在所ニてハ誠ニ当惑之よし尤察入候。殊ニ薄井楠より、此度一条早々八沢木へ為知候よし。且手廻共御改易も難計候故、小屋え入置候品々早々脇方へ取運可申趣ニて、大狼狽いたし候趣も追々相聞得候。

同十日

一寺社方より親類平野数馬御才足ニ付、直々出勤致候所、佐渡殿被仰渡候趣ニて御書付被相渡候。御書付左之通。

守屋左源司

親類え

守屋左源司無調法之儀有之、此度御追放被仰付候得とも 保呂羽山守護形之家筋ニ付、故守太夫家跡被立下候間、相応之人物可被申立候。

三月

右之通り被仰渡難有奉存、親類一族共案心仕候。幸八沢木より家跡之儀案事候ま、六兵衛飛脚ニ昨九日出立罷出候故、当人直々出立為致、右被仰渡之趣早々為知申遣候。委曲親類より書状、楠彦一郎并花立内縁外山慶八郎方も為知申遣置候。

一右家跡形被仰渡御書付、先二別段之御書付ニ候所、十八

日被仰渡直しニて右被仰渡御書付相渡、先之御書付と御引替ニ罷成候間、跡より直り候御書付ニて記録致候。先之御書付御趣意甚タ会得致兼候御文言ニ有之候。心得のため認置候左ニ。

守屋左源司

親類え

守屋左源司無調法之儀有之、此度御追放被仰付候ニ付、家跡も断絶可被仰付候所 保呂羽山守護形ニ付、格別之御沙汰を以、故守太夫家跡被立候間、相応之人物可被申立候。右之通ニても難有義ニ候へ共、御趣意柄甚不面白義ニ存居候所、段々承候へハ御評儀直り御書付表ヲ以、前書之通り被仰渡直し相成り、弥難有仕合ニ奉存候云々。

同十四日

一家跡形之儀前件之通り被仰渡候ニ付、早束可申立候所、内々訳柄有之ニ付、今日養子願高橋忠助ヲ以寺社方へ申立候。大山鉄之助方ニて御評定方へ申立候事ニ相談相決し候。依て大山より之申立共左之通ニ候。

口上

私共親類守屋左源司無調法之儀有之、此度御追放被仰付候得共 保呂羽山守護形之家筋ニ付、故守太夫家跡被立下候間、相応之人物可被申立趣被仰渡難有仕合ニ奉存候。然ハ大山鉄之助実弟造酒之進今年拾七歳ニ罷成申候間、同人を以家跡相続為致度、内々申入候処、公辺御障無御座候ハ、可指遣挨拶ニ有之候。依之御障も無御座候ハ、右同人を以故守太夫家跡三国社神主職被仰付被下度、私ともより奉願候。右之趣宜様被仰上被下度奉存候。以上

三月

平野数馬 居判

関 岩尾 同

右は先二家跡形被仰渡候御文言を以申立候所、跡より被仰渡直しニ相成候二付、書載も認直し、先之申立と引替置申候。依て跡より引替候書載を以、記録致置候。孝吉事此度造酒進と大山家二有之名前にて、臨時改名申立候事云々。

口上

私実弟造酒進、今年拾七歳ニ罷成候所、此度守屋左源司親類平野数馬より被申入候は、左源司儀無調法之儀有之、御追放被仰付候所、故守太夫家跡被下候二付、実弟右同人を以故守太夫家跡相続為致度、内々申来候二付可差遣挨拶致候。依之 公辺御障も無御座候ハ、願之通被仰付被下度奉願候。右之趣宜様被仰上被下度奉存候。以上

三月

大山鉄之助 居判

同十五日

一神楽役佐々木主税義、正月中より申立遠慮にて罷在候所、此度大友建吉より町送を以十一日出之書状、十五日主税所え相達候よし、追々同人より申聞二付記録え留置候。右書状左二。

以町送一筆令啓達候。然は自分儀御吟味之旨有之、此度遠慮被仰付候間、堅く相慎ミ可罷在候。右可申達早々如斯二候。以上

三月十一日

大友建吉

佐々木主税殿

御用筋

当十一日御出之御用状相届難有奉存候。然は私事御吟味之旨有之、此度遠慮被仰付候間、かたくつゝし、罷在候様、被仰付奉畏候。右御受申上度如斯二御座候。恐惶謹言

三月十七日

佐々木主税

大 建吉様

同十六日

一寺社方より四ツ時頃急御才足、平野数馬え申来候二付、根本儀助を以指出候所、大川六郎右衛門・笹嶋左仲を以、佐渡殿被仰渡候は、守屋家跡之儀ハ、大山鉄之助実弟造酒進ヲ以、相続いたし度旨願申立候。願之通被仰付候段被仰渡候趣、儀助罷下り委曲申聞二候。一右之通被仰渡候二付忌中御届可申上哉之儀、直々儀助を以寺社方え伺候所、可差出指図二付則左之通り御届申上候。

覚

亡父守太夫忌中、今十六日より五月五日迄忌中ニ御座候間、御届申上候。以上

三月十六日

守屋造酒進

一前件願之通り被仰渡候二付、忌中御届も申上候旁大友建吉え書状を以為申知候左二。

未得貫意候得とも、弥御安全奉賀候。然は拙者儀、今日守屋故守太夫家跡被仰付候間、此段御知致候。尚今日より亡父守太夫忌中を得、五十日之忌御届申上候間、此段共為御知致候。右可申上如斯二御座候。以上

三月十六日

守屋造酒進

大友建吉様

同十九日

一拙者幼年と申、昨今家督且諸記録焼亡致候跡二候へは、万端当惑ニ付寺社方より親類迄内々心付有之ニ付、相談之上、神用二付諸事後見三浦下総介を以相勤度趣親類より願申立候左之通り。

口上

私共親類守屋造酒進、此度故守太夫家跡相続被仰付、難有仕合ニ奉存候。然は当人義守家任職昨今にて、且左源司勤中諸記録無残焼失仕候跡故、御神式御社用不案内ニ付当分之内、仙北郡金沢村八幡神主三浦下総介を以、諸事助力後見被仰付被下度奉

願候。右之趣宜様被仰上被下度奉存候。以上

三月

平野数馬 居判

大山鉄之助 同

右之通申立候所、則日大川六郎右衛門・笹嶋左伸を以願之通り下総介へ可被仰付趣被仰渡候。扱下総介義は、先年当人家断絶致候義有之、其節家内のもの共召連守屋家へ罷出、永く介抱いたし、夫より掠処板井田村え指置、段取立候て右八幡宮神主ニ復置候記も有之。根元土肥と相名乗り候へとも、断絶以来三浦氏を以相立候て品々由緒有之。末家筋も同様之訳柄有之当人之事故相談之上、下総介後見ニ申立候事ニ候。

一三浦下総介、寺社方より才足にて右後見被仰付候趣、親類平野数馬え罷出諸事申聞候義も有之。此末諸申立始伺事共多分後見ニ相預候分、下総介名前を以可被申立申会ニ相決候趣、当人拙者方へ罷越委細申伝ニ有之候。尚大友建吉も幸在番中故罷出、委曲申伝参候趣共申聞ニ有之候云々。

一拙者事昨十八日久保田出立、八沢木え今十九日着之事、兼て申遣置候所八沢木より多右衛門迎ニ罷出候。然ル処叔父平野数馬連座遠慮不申立居候ニ付御番頭より故障有之ニ付、今日同道八沢木へ参候積ニ候へとも、右之為延引見合ニ相成候。依て多右衛門一と先ツ八沢木へ相返し申候。扱、叔父連座之義、(根元係助力)根元・村野長三郎を以、御副役川井小六殿え相伺候所、連座ニ不及趣ニ付不申立罷在候ゆへ、其段追々相分り連座不及事ニ相済候よしニ候。

但、右引越見合ニ相成候ニ付、多右衛門夜通しにて、八沢木へ十八日相返し候。依て在処にてハ、親類中え使もいたし、尚外小友村万右衛門へ昼宿等之手配旁不都合ニ相成俄に申訳遣候て、大狼狽致候よし相聞得申候。此表にて親類相招旁不都合ニ有之候へとも、家来ハいたし一と先ツ出立之心祝ひ相済申候。

同廿一日

一八沢木在処より飛脚を以、平野数馬まで引越何日ニ相成候哉、又四月御祭事過ニ致候哉之儀取合申来候。尚四月御神幸入用品々并御神輿・御飾道具・御畳とも、其向え申立置候ゆへ、追々御仕送相成候様申来候ニ付、御難用処并大木屋方えも親類ヲ以懸合、尚後見下総介ヲ以、寺社方えも懸合置候所、何分取詰御神事無御指支様可致、其向々申聞ニ有之候故、其段在処え申達置候云々。

同廿三日

一拙者引越之儀、廿五日久保田出立翌廿六日八沢木え着致候事ニ、親類相談一決致候ニ付、在処え右之段、飛脚を以申達候。委曲供人并宿等之手配迄も叔父平野数馬より在処家来迄申達候よしニ有之候云々。

同廿五日

一四ツ時、久保田出立和田村昼食荻和野泊り、供人は差略致、草履取忝人・歩行忝人・鎗持忝人召連れ、外ニ附添叔父平野数馬懇意形にて志業治部同道致候。馬三疋相立荷物品々持参致候云々。

但、供人三人之内忝人雇にて、忝人ハ大関端御役屋守第助召連申候。道中諸忝共当人え申付、悉皆手配為致候。

同廿六日

一荻和野出立北檜岡村より南檜岡え罷通り、外小友村万右衛門昼食宿にて八沢木在処え七ツ時頃着致候。檜岡川口え参候所、在処より馬式疋并供人歩行忝人迎ひニ罷出控居候。万右衛門所迄、昼食彼は手配形ニ甚之丞罷出申候。

一在処着之上母始親類楠彦一郎同姓慶四郎も参居候ニ付、差略之酒事いたし候外、由緒有之御百姓末家之面々并家来始家内ニ詰置候面々共、一座相加ひ酒事いたし候云々。

但、なら岡川端迄迎ひ二遣候ハ、藤吉・蔵吉・初五郎三人帶刀ニ
て指遣候。馬ハ作兵衛と甚之丞兩人より指遣候よし二有之候。右
馬子共え、祝儀夫れく呉遣候よし。緩々酒食相振舞申候。尤此
度之儀は、別段之訳柄も有之二付、是迄之家格形振舞も不相成候
二付、諸事差略之取調二有之候云々。

同廿八日

一叔父数馬え、家政向相頼百姓共才足之上、去秋中物成不納分并諸事
差引等相極候様、段々取調方へ組代甚之丞・家来覺手^{（兵衛 脱力）}二付、諸事申
会二相及候。

但、品々相混不分義ハ、左源司亀田御領内ニ罷在候二付、内々飛
脚を以、取合之上相分ケ候様致候。多分左源司諸帳面仕立仕送候
故、右を以取立相分ケ申候。

一久保田より召連候第助始雇之もの共罷歸候二付、祝儀呉置候。尚実
家えも品々要用向并此度道中無恙当着致候段共申遣候云々。